

令和7年第2回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年2月14日（金） 開 会：14時00分 閉 会：15時56分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	十 楽 さゆり
教 育 部 次 長	伊 上 慎 一
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	上 野 和 子
人 権 教 育 課 長	山 本 孝 二
学 校 教 育 課 長	稲 垣 宏 美
学 校 給 食 課 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	石 村 和 広
新南陽総合出張所次長	中 村 勝 也
熊毛総合出張所次長	坂 本 和 也
鹿野総合出張所次長	城 和 男
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂 本 俊 彦

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	大 竹 新 人
教 育 政 策 課 係 長	田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第1号	学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	議案第4号	第2期周南市スポーツ推進計画に対する意見について
4	議案第5号	動産の買入れについて（中学校教師用指導書）
5	議案第6号	周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第7号	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
7	議案第8号	令和7年度周南市一般会計予算要求について

7 委員会協議会

(1) 共済及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

それでは、ただいまから令和7年第2回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は岡寺委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

2	学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	----------------------

教育長

続きまして日程第2、報告第1号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

はい。それでは議案書の2ページ、報告第1号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」報告をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号に基づくものでございます。

本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援、協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校作りに努めることを目的に設置されております。

今年度の周南市学校運営協議会委員については5月の定例会で解嘱・委嘱の報告をさせていただきましたが、この度、学校運営協議会委員2名が、年度途中の異動により変更となりましたので、その解嘱・委嘱を追加で報告いたします。

議案の表をご覧ください。周陽小学校教頭、重岡尚宏様、福川小学校教諭、堂山和英様が、令和7年1月1日付けで異動されたことを受けて、令和6年12月31日をもって委員を解嘱とし、重岡様には高水小学校と熊毛中学校、堂山様には周陽小学校と周陽中学校で新たに委員を委嘱いたしました。

新たに委嘱されました委員の任期につきましては、周南市学校運営協議会規則第5条ただし書きにより、前任者の残留期間とされますことから、残りの期間であります令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間となります。

なお委員交代についての情報を把握することが遅れたため、この度の報告となりました。

以上で報告を終わります。

教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、報告第1号を承認いたします。

教育長

続きまして、日程第3、議案第4号「第2期周南市スポーツ推進計画に対する意見について」を議題といたします。この件につきましては、スポーツ振興課から説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

はい。スポーツ振興課長の坂本です。

議案第4号「第2期周南市スポーツ推進計画に対する意見について」でございますが、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、学校教育または社会教育に関する一般方針を定めることについては、教育委員会の権限とされています。

また、スポーツ基本法第10条第2項により、市長が市のスポーツ推進計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該市の教育委員会の意見を聞かなければならない、とされていることから、今回委員の皆様にお諮りするものです。

それではお配りしている計画の1ページをご覧ください。

今回の計画策定は、平成27年7月に策定し、令和4年3月に改訂いたしました周南市スポーツ推進計画の計画期間満了に伴い、日本社会の少子化や高齢化、スポーツ人口の減少や指導者の高齢化、中学校部活動の地域移行などスポーツを取り巻く環境変化に対応するため、誰もが、いつまでも様々な形でスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを目指し、第2期周南市スポーツ推進計画を策定するものです。

2ページをご覧ください。

計画の期間については、平成7年度から令和16年度までの10年間とし、中間見直しを行うこととしています。

計画におけるスポーツの定義については、前計画と同様に、運動競技だけではなく、余暇や健康のために行われる身体活動、レクリエーション、eスポーツ、野外活動およびキャンプ活動など、幅広い身体活動もスポーツと捉えております。

3ページをご覧ください。

本市の人口については減少及び少子高齢化が進む見込みとなっており、スポーツに対する影響が懸念されます。

4ページ、5ページをご覧ください。

令和5年度の全国体力運動能力調査の結果を掲載しています。

小学5年生は、男女とともに体力合計点で全国平均点を下回る状況となっており、中学2年生は体力合計点で、男子は全国及び山口県平均点を下回るものの、女子は全国及び山口県平均点を上回っています。

6ページから12ページでは、スポーツに対する意識や実態について小学5年生、中学2年生、高校2年生及び成人に対して実施したアンケート調査結果を記載しています。

7ページをご覧ください。

スポーツ実施頻度の項目ですが、週3回以上の回答が最も多いものの、小学生、中学生では前回調査より減少し、高校生では増加しています。

小学生に比べて、中学生の割合が高いのは中学校部活動への参加によるものと思われることから、令和8年度の部活動廃止後はスポーツ実施頻度の減少が懸念されます。

同じく7ページの今後のスポーツ活動意向の項目については小学生から中学生、高校生に進むに

つれて実施したくない回答の割合が増えていきます。

8ページをご覧ください。

今後中学校の部活動がなくなることについての小学生の認知度ですが、8割以上の児童が把握しています。

9ページをご覧ください。

ここからは成人に対する調査の集計です。スポーツ実施頻度の項目ですが、週1日から2日以上スポーツをする人と、週3日以上スポーツをする人を合計した週1回以上スポーツをする人の割合は約28.5%で計画の目標値65%を大きく下回っており、引き続き取り組むべき課題となっています。

10ページをご覧ください。

スポーツを見ることについて、60%以上が好きと回答しているにも関わらず、観戦に行ったことがないという回答が約60%となっています。

スポーツに興味のある方を、いかに実際の観戦に繋げて行くかが課題となっています。

11ページをご覧ください。

スポーツボランティア経験、スポーツボランティア活動への参加意欲とともに前回調査から好転しておらず、スポーツ活動を支える人材であるスポーツボランティアの育成・確保は引き続きの課題となっています。

12ページをご覧ください。

中学校部活動の廃止について約半数の人が知らないと答え、中学生が地域クラブで活動することについては、約45%の人がよく分からないと答えています。

13ページをご覧ください。

現計画の達成状況を記載しています。コロナ禍の影響等により、実績値を正しく評価することが難しい状況にあります。

14ページ、15ページをご覧ください。

前計画の達成状況や、調査の結果を踏まえ、本市スポーツの現状と課題を前計画の施策体系に沿って整理しています。

16ページをご覧ください。

「誰もがいつまでも、様々な形でスポーツ活動に親しみ、あつまり、つながるまち」を基本理念とし、スポーツ活動の推進、スポーツ環境の充実の2つの基本方針に沿ってスポーツ推進にかかる基本政策を進めてまいります。

17ページをご覧ください。

前計画で設定した基本目標および数値目標を踏襲しつつ、中学校部活動の地域移行を踏まえ、中学生のスポーツ実施率、地域クラブ登録団体数を追加しております。

18ページから、計画を推進するための取組を記載しております。

基本方針1、スポーツ活動の推進では、4つの基本政策を定めています。

(1) ニーズに応じたスポーツ活動の推進は、多様化するスポーツのニーズへの対応や、市民誰もが、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができる機会の提供等に努めるため、ライフステージ、ライフスタイルに応じた、様々なスポーツ活動の機会の提供などに取り組んでいきます。

21ページをご覧ください。

(2) 地域共生社会の推進は、スポーツの地域共生社会の推進のため、年齢性別、障害の有無に

かわらず、誰もが気軽にスポーツ活動を楽しめる環境作りに取り組みます。

22ページをご覧ください。

(3) スポーツで「つながる」地域では、スポーツを通じて地域の活性化を図るため、各地区のスポーツ振興委員会等の活動支援やスポーツボランティアの育成、地域間交流など、スポーツを通じた交流に取り組みます。

24ページをご覧ください。

(4) これからのスポーツを「はぐくむ」では、スポーツ協会や周南公立大学、県等と連携し、活動団体の立ち上げや活動の支援、指導者の活動支援を通じた、選手、指導者の育成を行い、次世代アスリートの育成強化を計画的に行うとともに、スポーツ推進委員をはじめとした地域のスポーツ活動の核となる人材の発掘、育成に努めます。

26ページをご覧ください。

基本方針2、スポーツ環境の充実です。こちらも4つの基本施策を定めています。

(1) スポーツ施設の安全安心の確保では、安全安心を確保したスポーツ環境を維持するため、周南緑地では、PFI方式による施設の維持管理運営および整備改修に取り組むとともに、その他の体育施設についてもライフサイクルコスト等に配慮し、計画的な整備や大規模改修に取り組みます。

30ページをご覧ください。

(2) 誰もがアクセスできる環境の整備では、令和7年度にスポーツ活動サポートセンターを開設し、中学校部活動の受け皿に留まらず、市民誰もが生涯にわたりスポーツができる環境整備の中核となるよう取り組みます。

34ページをご覧ください。

(3) スポーツツーリズムの促進では、スポーツコンベンションや地域の多彩な観光資源とスポーツを結びつけたスポーツツーリズムの促進、大規模大会等の誘致によるトップレベルの選手のプレーを見る機会の提供に取り組みます。

36ページをご覧ください。

(4) スポーツ情報発信の充実では、スポーツへの参画の在り方の多様化が進んでいることから、各種大会やイベント、講演会などの情報を求めている人に、的確に提供できるよう、効果的な情報発信に努めます。

最後にこれまでの計画策定の流れを説明いたします。

昨年の9月から毎月1回のペースで策定委員会を合計3回開催し、委員の皆様からご意見等いただきながら、今回の計画案を作成しております。

今後の予定といたしましては、1月10日から2月10日までパブリックコメントを実施いたしましたので、そこでの意見等を踏まえながら本年度中の計画策定を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長

はい。ありがとうございました。

それでは、この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

吉本委員

ご説明ありがとうございました。

パブリックコメントの期間が終了したということですが、具体的にどのような意見か出ていたか

教えていただけたらと思います。

スポーツ振興課 課長補佐

はい。お一人ご意見を寄せられておりまして、計画の図表や資料の提示の仕方から、語句の使い方など、そのような細かいところをいくつかご指摘いただいております。

ただ、スポーツの推進にかかる方向性について違うといった大きなご意見ではありませんでした。適宜対応できるものは表現を直すなどの対応をしようと思っております。

締め切り直後で、まだ取りまとめ作業中のため、途中経過ということで報告させていただきます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

17ページの目標指標のところですか。

中国大会以上の大規模大会の誘致数を令和11年までに40大会ということで、かなりの数の目標に掲げていらっしゃると思いますし、28ページでもそのように中国大会規模の大会開催が可能な設備を整えておられると思いますが、中国大会を開催すると、いろいろな方がたくさんいらっしゃる時に、スポーツだけではなく周南市全体として大規模な大会が開催されることが周知されているか、そのような取組をするということを、どこまでご理解いただけているかということが気になりました。

担当部署だけで中国大会をするということではなく、せっかくたくさんの方が来てくださるので、まち全体として取り組んでいくべきではないかと思いますので、ぜひご検討ください。

スポーツ振興課長

ありがとうございます。周南市においては、周南緑地という比較的交通の利便性も良く、中国大会もゼオンアリーナなどで開催されているところです。

周南市全体の受け入れ体制といいますか、そのあたりは観光振興課においてコンベンションの補助金も出しておりまして、コンベンション協会にも情報を提供しておりますが、これからも体制を強化して参りたいと思います。

教育長

そのほかはいかがでしょう。

岡寺委員

はい。16ページの基本理念のところですが、出来ればもう少し強調していただけたら良いと思います。白黒で読み流してしまいそうなので、理念も太文字にして、アピールしていただけたら嬉しいです。

全体を読みながら思ったのが、最初に課題が挙げられていて、後半はその課題についてどのように対応するというよりは、全体としてスポーツなどの活動についての取組が書かれているので、課題と取組の関連性が、少し分かりづらいかと思います。

全てを関連付けするわけにいかないかもしれませんが、課題に対しての実践というか、どの課題の解決を目指しているか分かる部分があれば、より良いと思います。

スポーツ振興課 課長補佐

ありがとうございます。

今、課題として挙げているものと、そして検証課題を挙げているものと、取組の部分と、それぞれ全部を対応させ、これはこれという形での記載は難しいところです。

ある程度包含された形で結びついていく部分もあるかと思いますが、ご指摘いただいた部分については、どこまで対応可能か検討いたします。

教育長

よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

松田委員

はい。周南市のスポーツ推進計画のことを今後10年間の見通しを示していただいて、私は大変良く受け止めることができました。

やはり策定の主旨あたりからスポーツの現状と課題というところで現状分析ができていること、それが分かりやすく提示されていると思います。

特に市民の意識調査では、それぞれのアンケートに対して、このような傾向があります、と文書で示してあるので、数値から読み取ることもできますし、内容がはっきりしていて、そういう状況であるということ、中には課題もあるけど良さもあることで、非常に分かりやすくまとめておられると思いました。

それと、現状と課題についてというお話もありましたが、全体的に見ての課題という捉え方で今後の方向性を示すにあたって、逆に端的にまとめてあると思います。

中でも、今は中学校の部活動廃止ということについて、学校というよりは地域全体で取り組んでいく必要があるので、課題もたくさんあるでしょうが、今後、周南市全体がスポーツを通じて一体となって進んでいく必要性が示してあるように思いました。

特に30ページで、誰もがアクセスできる環境の整備ということで、このようなことが周南市全体を盛り上げていく一つの方向性であるということが示されていること、そしてその中で次に地域クラブについての説明が簡潔にまとめてあるので、部活動ではなく地域にクラブになるのだという感覚を伝えることができるのではないかと思います。

中学校の部活動廃止については様々なご意見があると思いますが、やはり子どもたちを市民全体で育てていただく、もしくは市全体でスポーツを通じて子どもたちの成長を見守っていただくという視点を強調していただければと思います。

最後に感想ですが、15ページに写真が出ていますが、写真に施設名など説明があると良いと思いました。

27ページの写真には陸上競技場と説明書きがありますので。

それから、30ページに創設されたセンターについて記載されているのですが、これは現時点でスポーツ活動サポートセンターと定義することはできないのでしょうか。

令和7年度にセンターを開設するということですが、32ページに「スポーツ活動サポートセンターを設置し」と書いてあるので、その方が名称として耳に入りやすく、イメージしやすいのではないかと思います。

教育長

はい、ありがとうございます。

スポーツ振興課長

センターについては、14ページに、スポーツ活動サポートセンター（以下センターという）と示しておりまして、それ以降はセンターとしております。

32、33ページについては、地域クラブの説明を具体的にしておいた方が良いということで、

計画というよりは説明として記載しております。

松田委員

この名称は今からどんどん情報として出ていくものなので、耳に慣れると良いなという思いです。
ありがとうございました。

スポーツ振興課長

中学校部活動地域移行については、こどもたちのやってみたいに込められる環境づくりということで、移行することによる課題としては、現在部活動をしている全員の希望が実現できれば良いですが、中には他のやりたいことをやるという方もおられますし、何もされない方も出てくるだろうと思います。

今までは部活動があったのでスポーツをされていた方が、しないという選択をされることもありますので、受け皿作りは当然進めています。それよりも前の段階、幼児期、小学校低学年で、しっかり運動遊びを経験させて、運動したいという基礎を作っておかなければ、中学生になって突然スポーツを始めようとは思えないと思われますので、幼児期あたりからしっかり運動できるような取組を進めていきたいと考えております。

教育長

はい、ありがとうございます。

片山委員いかがですが。

片山委員

はい。12ページの表ですが、改行で見えづらくなっている部分がありますので、修正をお願いします。

報告書については先ほどから出ておりますように、現状分析があつて、それを基に、将来計画が分かりやすく説明してあるので、すごく良いと思いました。

少し違う話になりますが、WBCの決勝前に大谷選手が「今日は憧れはやめましょう」と言われていました。私は反対のことを言いますが、34ページにも大規模大会を誘致して広げていくという内容がありましたが、憧れの選手や周南市に思い入れのある選手を呼んで一緒にスポーツをする、若い人もお年寄りの人も全て繋がるような色々なスポーツの選手を呼んで、憧れという部分を一つのきっかけというか、特に小さいこどもたちは選手に握手をしてもらっただけで将来プロになろうと思うぐらいなので、そのように憧れの選手を間近で見たり、一緒に触れ合って競技ができるという、そのような場をぜひこの計画の中に、具体的に入れて欲しいと感じました。

計画の他のところはすごく良いと思っています。

それから、部活動の地域移行を一つの契機として、将来の周南を創造する若い人だけではなく、生涯スポーツに繋がるスポーツにして欲しいと思いました。

教育長

はい。コメントがありますか。

スポーツ振興課長

来週、2月22日にスポーツ栄光賞授与式があります。その際に、全中で優勝した陸上の宮本選手、つまり自分たちの先輩に来ていただいて講演をしていただきます。

そこで講演を聞いたこどもたちに、ぜひ憧れを持って欲しいと思っています。

教育長

そのほかいかがですか。

吉本委員

せっくなので感想を述べさせていただきます。

私は陸上競技場の周りを毎日夕方散歩しているのですが、日に日に工事が進んでおり、整備されていくのを見ていて本当にワクワクしています。

日頃ウォーキングされる方も非常に多くいらっしゃいますし、犬の散歩や、公園に関しては小さい子どもさんが毎日楽しそうに遊んでいる姿をよく見るので、せっかくあれだけウォーキングの方もたくさんいらっしゃるのであれば、途中で何か仕掛けをしていったら良いのではないかと思います。

ただ歩くだけではなくて、周南市にゆかりがあるものか、健康ポイントが付くとか、そのようにウォーキングをしながら楽しめる仕掛けがいくつかあると、より一層地域の方がいらっしゃるのではないかと、お話を聞きながら思いました。

スポーツ振興課長

周南緑地の整備については、本年度から3年間の予定で進めております。本年度はサッカー場の人工芝生化やテニスコートを再整備しております。

また陸上競技場は解体をしております、来年度新しい陸上競技場が完成する予定です。

総合スポーツセンターは来年度LED化を進めます。

最終年度で元々自動車学校があった土地に水泳場を建設して、再来年度で完成ということになります。

また、吉本委員が言われたソフト部分について、この一帯はウォーキングされる方が多くおられます。指定管理者の周南緑地スポーツパーク株式会社の提案にも回遊性を高めるといったものがあり、協議を進めておりますので、今後取り組んでまいりたいと思います。

教育長

はい。よろしいでしょうか。では私から何点か申し上げます。

まず、いくつか「部活」という言葉がありますが、「部活動」にしていただければと思います。

それと、33ページが一番上の行に、「現在の社会体育部等」という言葉がありますが、あまり聞き慣れない言葉なので、「学校外での活動」のような表現の方が良いかと思います。

全体的には、中学校の部活動地域移行のことも取り上げていただいて、当初話をしていたように、生涯にわたってのスポーツ振興に組み込んでいただき、ありがとうございました。ぜひこれを進めていただけたらと思います。

その中で気になった部分があるのですが、基本理念にもありますが、「スポーツ活動」という文字があります。このスポーツ活動に親しむという表現がありますが、別のところにはスポーツに親しむという表現も出てきます。

このスポーツに「活動」が付くか付かないかには何か理由があつてのことなのでしょうか。

そこが少し違和感を覚えたところなので、整理していただくとすごく読みやすくなるのではないかと思います。

スポーツ振興課長

ありがとうございました。ご指示いただいた箇所は修正いたします。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第4号を承認いたします。
ありがとうございました。

4	動産の買入れについて（中学校教師用指導書）
---	-----------------------

教育長

それでは続いて、日程第4、議案第5号「動産の買入れについて（中学校教師用指導書）」を議題といたします。

この件につきまして学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

失礼いたします。議案書は4ページから7ページになります。

議案第5号「動産の借り入れについて（中学校教師用指導書）」の説明をいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものでございます。

今年度、令和7年度から使用する中学校の教科書採択が行われましたことから、各教科の教科書改訂に伴い必要となる教師用指導書を購入するにあたり、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する、予定価格2千万円以上の買入れに該当いたしますので、市長に申し出を行うものでございます。

なお、買入金額は2千429万4千6百円で、山口教科書供給株式会社周南営業所と契約をするものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。ではご質問がございましたらお願いいたします。

吉本委員

この契約の方法は随意契約ということですが、他社さんの取扱いがないからという理由でしょうか。

学校教育課長

はい。おっしゃる通り教科書につきましては、指定された供給者しか交渉ができないため、この業者しかないということで随意契約となっております。

教育長

はい。ほかにはいかがでしょうか。

片山委員

通常販売されている書物であつたら、本に記載されている金額がありますが、その金額の積み重ね、その総額がこの額になるという判断でよろしいでしょうか。

学校教育課長

教科書改訂に伴って先生方が指導に使う指導書や、デジタル関係の教科書等になりますので、実際には金額はそれぞれ違います。

片山委員

その総額がこの額になるということですね。

学校教育課長

はい。

教育長

7 ページの概要にありますように、中学校 1 2 校で 3 9 6 冊ということになります。

松田委員

今の冊数と学校数の関係で、いわゆる教育用指導書として充足はしていますか。

学校教育課長

はい。このような指導書に関するものは、先生方から見ればあればあるほど助かるわけですが、なかなかそれほどの数を揃えることが難しいため、各学校、各教科、各学年に何セットという形で購入をさせていただいております。

松田委員

今の全教員に渡すというのはなかなか難しい。セットでの販売があるということでしたが、やはりそこをなんとか工夫していただき、できるだけ渡していただきたいという思いがあります。

特別支援学級のお子さんで、指導書を活用している中学校は多いと思います。学校の中でも教員の配置などの関係もあると思いますが、なかなか新しい内容に触れることができない教科もあると聞いております。

要は、あまり変更がない場合には、以前のものを活用していると私は受けとめていますが、このように変化が大きいところであれば、できるだけ充足率を高めていただきたいというのが願いです。

特に教科書会社を変更したものがありますね。やはり資料はあればあるほど、こどもの学びに繋がると思います。

学校教育課長

各教科や教科書会社によってそのセットの仕方が違ってまいりますので、一概に同じような基準でとはいきませんけれども、可能な範囲でできるだけ多くの先生方が指導に使っていただけるようにということも考えて購入計画をたてておりますので、色々と先生方の声も聞きながら、対応できる範囲で対応いたします。

松田委員

はい。努力をお願いするとともに、実数もきちんと把握していただきたいと思います。

教育長

そのほかご質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第 5 号を決定いたします。

ありがとうございました。

5	周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について
---	-------------------------------

教育長

続きまして、日程第5、議案第6号「周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは議案第6号「周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。

提案理由は教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

この条例改正は、学び・交流プラザ交流アリーナの空調設備の整備に伴い、新たに冷暖房使用料を定めるものございます。空調設備につきましては、現在整備工事中であり、共用開始は令和7年7月を予定しておりますが、周知期間を確保するため3月市議会定例会に条例改正を上程いたします。

10ページ11ページをお願いいたします。

また、お手元に現行の条例が配布されているかと思えます。あわせてご確認いただければと思います。

はじめに10ページ下の段の別表2の改正をご覧ください。

別表2は冷暖房料を定めるもので、交流アリーナの空調設備にかかる、1時間あたりの電気ガス料金と、補修委託料の相当額を冷暖房料として定めております。

次に10ページ中ほどに戻っていただきまして、別表1の改正をご覧ください。

別表1は使用料を定めるもので、一般開放の使用料100円について、冷暖房使用時には冷暖房料相当額を加算し、180円としております。

なお、施行日は供用開始予定日である令和7年7月1日としております。12ページ、13ページに新旧対照表もございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。

それではご質問がございましたらお願いいたします。

松田委員

例えば別表1(3)の中の交流アリーナ冷暖房使用時の180円というのは、市内施設で共通の算定根拠があるのでしょうか。

生涯学習課長

これは別表2の方で定めております冷暖房料と、8分の1面の使用というところがありますので、8分の1面を4人で使用された場合の相当額ということで算出をしております。

松田委員

そういった算定基準というのが市の取り決めであるのでしょうか。

生涯学習課長

冷暖房料につきましては先ほど説明いたしましたように、電気・ガス・保守委託料やそれにかかる経費を基に算出するというのが、市の全体的な取り扱いとして決まっておりますので、一般開放で使用された場合も同額をご負担いただくということで算定しております。

松田委員

ということは、各施設の状況によって異なってくるということでしょうか。

生涯学習課長

そうです。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

岡寺委員

例えば冷暖房を途中から使うという時には、使う場合の料金と、使わない場合の料金を組み合わせて支払うということでしょうか。

生涯学習課長

はい。1時間単位で区切って計算をします。

片山委員

例えば1時間30分使った場合は、1時間として計算されるのでしょうか。

生涯学習課長

1時間未満の場合は、1時間として料金を計算します。1時間を過ぎた場合、例えば1時間30分使われた場合は、2時間分の使用料がかかります。

教育長

はい。そのほかご質問はありますか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第6号を決定いたします。

ありがとうございました。

6	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして日程第6、議案第7号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。

まず、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

はい。議案第7号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」説明いたします。

議案書15ページをお願いいたします。

提案理由は教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものでございます。内容については、17ページからの別紙をご参照ください。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管する予算のうち、歳入予算で4千292万3千円の増額、歳出予算で2千858万9千円を減額する補正について市長に意見を申し入れるものでございます。

表の右端の欄にそれぞれ所属を記載しております。

各事業費にかかわる補正予算の詳細につきましては後ほど各課から説明をいたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る補正予算について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

教育費—教育総務費—事務局費の説明欄、退職手当6千472万4千円の増額は令和6年度末の

退職者見込みによるものでございます。

次に、奨学金貸付等基金事業費のうち、就学支援奨学金１０２万円の減額は、給付型である修学支援奨学金の給付対象者の決定によるものでございます。奨学金貸付等基金繰出金７３２万円の増額につきましては、ふるさと周南応援寄付金を通してご支援いただいた奨学金貸付等基金への充当額が確定したものであるものでございます。

次に、小学校費—小学校管理費—小学校施設管理費５９０万円の減額補正と、次ページの中学校費—中学校管理費—中学校施設管理費１５０万円の減額補正は、小中学校光熱費の年間の執行見込みに伴い不用額を減額するものでございます。

１９ページをお願いいたします。

小学校費—小学校建設費—小学校改修事業費１千８８３万４千円、小学校特別教室空調設備等整備事業費１千１０５万６千円の減額補正と中学校費—中学校建設費—中学校管理事業費１７３万１千円、中学校特別教室空調設備等整備事業費５３２万３千円の減額補正は、今年度実施する小中学校改修工事のうち、工事が完了または不用額が確定したもの、小中学校の特別教室空調設備等整備事業費が確定したことにより減額補正を行うものです。

なお１７ページの歳入につきましては歳出予算の計上に伴い所用の財源補正を行ったものです。

以上で教育政策課所管事業にかかる予算の説明を終わります。

教育長

はい。それでは次に学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい。それでは学校教育課の補正予算について説明いたします。

議案書の１８ページをお願いいたします。

まず教育費—教育総務費—教育指導費—教育指導一般事務費の派遣指導主事給与—給与費負担金を１２０万３千円増額しております。

これは、当初予算積算時には令和５年度時点での指導主事に基づいて給与費負担金を積算しておりましたが、令和６年度指導主事８名の負担金の増額が必要となりましたことから、必要額を増額するものでございます。

続きまして、同じく１８ページです。

教育費—小学校費—小学校教育振興機構—小学校就学援助費につきましては、本年１２月までの就学援助費支給状況をもとに、今後の支給見込みを積算し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費において不用額が生じる見込みとなりましたので、その不用額７００万円を減額するものでございます。

また、小学校特別支援教育就学奨励費におきましても同様に不用額１００万円を減額いたします。

次に１９ページをご覧ください。

教育費—中学校費—中学校教育振興費の中学校就学援助費ですが、小学校就学援助費と同様に不用額が生じる見込みとなりましたことから７００万円を減額するものでございます。

同様に中学校特別支援教育就学奨励費も計３００万円減額いたします。

中学校通学支援事業費につきましては、遠距離通学者の便が減ったことにより７００万円減額しております。

続きまして２０ページをご覧ください。

教育費—保健体育費—学校保健衛生費—児童・生徒・教職員健康管理費の学校医・学校歯科医・

学校薬剤師報酬、148万6千円の減額は、本年度に行った児童生徒等の健康診断や就学時健康診断など終了したものについて、不用額が確定したことに伴い減額するものです。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算計上に伴い所用の財源補正を行っております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。続けて生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

はい。それでは生涯学習課所管の補正予算について説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

民生費一児童福祉費一子ども子育て支援費一説明欄、児童クラブ整備事業費の工事請負費、115万8千円の減額は、東福祉館の耐震改修工事完了し不用額が確定したことによるものです。

次に、20ページをお願いいたします。

教育費一社会教育費一社会教育施設費一説明欄、学び・交流プラザ改修事業費の工事請負費、2千199万6千円の減額は交流アリーナの空調設備整備工事について、令和6年度の事業費が確定したことによるものです。

次に、そのひとつ下の青少年教育推進費の説明欄、(仮称)大田原自然の家整備事業の135万円4千円の減額は、移転先である中須中学校の地質等の調査及び、入口の測量設計業務が完了し、事業費が確定したことによるものでございます。

続いて21ページの繰越明許費補正をお願いいたします。

教育費一社会教育費一事業名(仮称)大田原自然の家整備事業費2千464万円は中須中学校の改修にかかる設計業務について、調整に不測の日数を要したことにより、令和6年度中に業務が完了しない可能性があるため、繰越明許費の補正を行うものです。

最後に22ページの地方債補正について説明いたします。

先ほど歳出の補正について説明いたしました、児童クラブ整備事業、(仮称)大田原自然の家整備事業、学び・交流プラザ整備事業について、歳出の減額に伴い、財源である地方債の減額を計上しております。

あわせて17ページの歳入についても財源である地方債の減額を計上しておりますので、ご確認ください。以上で生涯学習課の説明を終わります。

教育長

では中央図書館より説明をお願いいたします。

中央図書館長

はい。それでは中央図書館所管の補正予算について説明申し上げます。

まず歳出予算でございます。議案書の20ページをお願いいたします。

教育費一社会教育費一図書館費といたしまして、547万8千円の減額を行っております。

これは図書館費で管理する各関係事業の確定及び確定見込みにより減額補正をするものでございます。あわせて歳入予算につきましては所要の財源補正を行っております。

歳出予算の減額のうち、図書館管理運営費300万円と図書館システム管理運営費183万5千円につきましては、遺贈寄付によりますふるさと周南応援基金を財源としたものでございますので、この繰入金につきまして減額をしております。

以上です。

教育長

ありがとうございます。それではこの件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

はい。まず教育総務費の中の教育政策課の奨学金貸付等基金事業費が減額になっていますが、対象者が実数として減ってきているのでしょうか。

教育政策課長

予算上では19人という形で見積もっておりましたが、9月までが11名、10月からは1名卒業されまして10名となっております。

松田委員

同じく、学校教育課の就学援助費、小学校と中学校。それから特別支援教育就学奨励費、これも小学校と中学校は、予算的には減額で決定しているのですが、今このような援助にかかる費用というのが非常に大事な部門になるのではないかと思います。この予算書だけでは当初の見込みに対してどうであるかということしか分からないので、実際には昨年度、一昨年度と比較して活用率が上がっているのか、もしくは申請される人が少なくなっているのか、そのあたり実数が提示できればこの制度について周知がなされているとは思いますが、分析するにあたってはそのような情報もあれば良いかと思います。

教育長

就学援助については、割合で考えると、すこし減少していると整理をされているようです。

松田委員

今はいろいろな教育に対するいわゆる支援が全国的にも話題になっていますね。給食費、それから高校教育費など、全国的な話ですが、そのようなこととあわせて、こういった制度を活用していくべきだと思うのですが、せっかく予算が使えるのに減額して決算するというのが、分かりにくいところがあります。

それを知るにあたっては、やはり実数で年度比較をしながら実態だけでも捉えておく必要があるかと思います。

教育部長

この度の3月補正に関しましては、今年度必要と見込んで要求した予算に対し、一定以上予算が残りそうな場合は減額補正をする作業をしております。

令和6年度の事業のまとめにつきましては、今後また決算報告という形で提示いたしますので、決算審査の時にはそれまでの経過も含め、改めて報告をいたします。

松田委員

はい。分かりました。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

片山委員

19ページの中学校施設管理費の水道光熱費ですが、150万円の減額になっていますが、これは主に何が原因なのでしょうか。

教育政策課長

はい。光熱費については年度途中で高騰することを見込んで予算を組んでおりますので、実績で支払いをして今後の3月末までの予測をたて、残額となる見込みの部分を減額しております。

片山委員

前年度に対して減ったわけではなくて、大きく予算を組んでいたが、実際には必要はなかったということですね。

もう一つ中学校通学支援事業費ですが、遠距離通学等の支援が700万円の減額になっているのは便数が減ったと説明がありましたが、便数が減ったというのは、その地域から学校に行くこどもがいなくなったから減ったということなのか、どういった理由なのでしょう。

学校教育課長

学年や部活動への参加有無によって帰りの時間が違いますので、1便だけではなくて、基本的には2便出すという計画を立てるのですが、行事等によって1便で全員帰れるということがあった場合はその分便数が減って減額になることがあります。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

確認ですが、小学校改修事業費がかなり減額となりますが、これは今年度に工事が終わらなかったということでしょうか。

教育政策課長

工事が終わらなかったというよりは、主には入札減となります。

吉本委員

入札自体が不調に終わったということでしょうか。

教育政策課長

落札金額が予算よりも低かったので、予算が残っているということになります。

吉本委員

今まで小学校に訪問させていただいた時に、改修してほしいという声が切実にありましたので、残額をどうにか充てることができないかと思うのですが。

教育政策課長

全体で見たらこの金額になりますが、事業ごとに国庫補助などがございますので、そういう縛りがあるため、他の改修に充てることはできない状況でございます。

岡寺委員

はい。聞いていて思ったのですが、今後の予算を立てる時に目安になるこれまでの補正額はどのくらいなのでしょう。だいたい今回と同じくらいになるのでしょうか。

先ほど吉本委員が言われたように、他の事業で予算を取っていた方が良かったなど、制度というか、どのように考えておられますか。

教育部長

はい。予算を組む時にはそれぞれの事業、学校改修であれば、学校ごと、棟ごとに一つずつ見積もりをして、一つ一つに十分な予算を確保しつつ合計額を予算計上しますので、それぞれの入札減があった時にどうしても残額が出てしまいます。

ただ、予算ではあくまでもその事業に対して市費を使うことを決定していただいている、と理解しておりますので、残額があるから別事業に使うということは難しいと考えております。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、議案第7号を決定いたします。

ありがとうございました。

7	令和7年度周南市一般会計予算要求について
---	----------------------

教育長

続きまして、日程第7、議案第8号「令和7年度周南市一般会計予算要求について」を議題いたします。この件につきましても各課から説明をお願いいたします。

最初に教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

はい。議案第8号「令和7年度周南市一般会計予算要求について」ご説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。

提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

始めに周南市全体の予算の概要について議案第8号参考資料、令和7年度周南市予算説明参考資料により説明をいたします。

資料の1ページでは、一般会計の他に6つの特別会計と5つの企業会計の予算編成の状況をまとめています。

全体の予算額は2千204億2千914万4千円で前年度比199億3千511万9千円、率にして9.9%の増額予算となっています。

次の2ページは当初予算のポイントになります。

一般会計においては「将来世代へ 責任あるまちづくり」という基本方針のもと、現世代と将来世代への繋がりを意識した予算を編成する中で、令和7年度予算規模は過去最大となっております。

当初予算額は805億9千300万円で前年度比79億3千300万円、率にして10.9%の増額予算でございます。

予算編成においては、第三次まちづくり総合計画の着実な推進、GXやDXの面的展開の取組を推進、まちづくりを支える持続可能な行政経営の取組、人口減少対策への取組といった、将来を見据えた課題への対応を基本方針に掲げ、選択と集中の考え方を徹底した上で、真に必要な取組に重点的に予算配分をするという考えのもと、積極的に基金の活用を図りながら予算編成が行われております。

資料の3ページ4ページをお願いいたします。

一般会計歳入の状況ですが、全体の構成費として、市民税や固定資産税等の市税が34.7%、特定の事務事業について一定の基準に基づき国からの補助が受けられる国庫支出金が15.9%、団体間の財源の不均衡を調整するために税の再配分として交付される地方交付税が10.5%、受益を受ける将来の世代の住民にも平準化した負担をお願いするための借入金である市債が9.9%となっております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出予算について予算の支出目的ごとに分類したものでございます。

教育費は100億2千505万1千円で全体の12.4%を占めています。6ページの右下、前

年比で24.2%の増となっておりますが、主な理由としては、周南緑地体育施設等整備管理運営事業や、周南公立大学運営事業などの事業費増によるものでございます。

次の7ページ、8ページは歳出予算を性質別に分類したものでございます。令和7年度におきましては、生活保護等の福祉事業など市民の生活支援に要する経費が18.8%、続いて、建設事業費が17.5%、人件費が15.8%となっております。

以上で簡単ですが参考資料の説明を終わらせていただきます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

教育費の構成について前年度との比較もあわせて掲載しております。

26ページをお願いいたします。

前年度から大きく動いているものの要因といたしましては、まず教育総務費の増については、小中学校のタブレット更新に伴うものです。

次に、社会教育費の社会体育施設費の増額は学び・交流プラザアリーナに空調設備の設置、青少年教育推進の増額は中須自然の家の整備、保健体育費の体育施設費の増額は周南緑地の体育施設の整備を行うことによるものでございます。

これから令和7年度の教育費予算の主要な事業について所管ごとに説明をさせていただきますが、表の中の幼稚園費および社会教育費のうち、文化振興費、文化施設費、文化財保護費、また保健体育費のうち体育振興費および体育施設費、そして大学費につきましては、市長部局が所管する予算となっておりますことをご了承ください。

それではまず、教育政策が所管する主要な事業について説明いたします。

議案書27ページをお願いいたします。

小学校改修事業、5億4千1万8千円でございます。

これは児童が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、計画的に小学校の改修工事を行っているもので、令和7年度は福川南小学校の外壁改修および消火設備改修、徳山小学校、夜市小学校、戸田小学校、周陽小学校、桜木小学校、富田西小学校のトイレ改修。富田西小学校の低学年教室の床張り替えを予定しております。

次に中学校改修事業7千574万7千円ですが、これは福川中学校のトイレ改修を予定しております。以上で教育政策課所管分の説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。では次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

議案書27ページの生涯学習課の欄をご覧ください。

始めに、学び・交流プラザ改修事業1億7千917万2千円でございます。

令和6年度に着手しました空調設備整備工事について令和7年度6月末に工事完了、7月からの供用開始を予定しております。施設機能の向上により生涯学習の拠点として利用者の安全安心と利便性が高まるものと考えております。

次に学校・家庭・地域の連携協力推進事業1千137万4千円であります。

これは地域人材の参画により、学校・家庭・地域が連携協働し、地域においてこどもたちの学びや育ちを見守り支援する活動を推進する事業であり、具体的には3つの活動で構成しております。

一つ目は放課後子供教室です。放課後子供教室は地域のボランティアの皆様のご協力のもとに運営しており、引き続き児童の安全安心な居場所づくりの一環として取り組みます。

二つ目に家庭教育支援です。こどもの教育や子育てに関する悩みを抱える保護者を支えるものであり、家庭教育支援チームの活動や幼稚園、小中学校が開催される講座の支援に取り組みます。

三つ目は地域学校協働活動推進員の活動支援です。13の中学校区に配置しております地域学校協働活動推進員に地域と学校を結ぶコーディネーター役として活躍していただけるよう、情報交換の場や、コーディネート力向上に繋ぐ研修などの支援に取り組みます。

次に中須自然の家整備事業、2億4千618万6千円です。この事業は（仮称）大田原自然の家移転整備事業を継承する事業となります。

令和7年度は大田原自然の家の移転先である中須中学校について、令和8年にかけて屋外活動場やシャワー室、消防設備等の整備を行うほか、正門付近の入口改良工事を行います。

また、工事後の移転作業が円滑に行えるよう、大田原自然の家において備品の整理などの準備を行うこととしております。

中須自然の家としての整備を進めることにより、安全安心な環境で大田原自然の家の取組の継承とさらなる充実を図り、青少年教育と人材育成の取組を進めることができると考えております。

以上で生涯学習課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。

それでは続いて人権教育課からお願いします。

人権教育課長

人権教育課が所管します主な事業についてご説明いたします。

議案書の28ページをお願いします。

まず、人権教育講座運営事業でございます。予算額は17万2千円でございます。これは地域住民が様々な人権課題に対して、身近な問題として正しく理解し、人権意識を深めるために、市内を巡回するハートフル人権セミナーの開催にかかるものでございます。

次に地域人権教育推進事業でございます。予算額は61万6千円です。これは各地域でも自主的な人権教育活動を推進するため、市内の10ブロック人権教育推進協議会を中心に、それぞれの特色を活かした人権教育講演会や、研修会等の実施を支援するものでございます。

以上で人権教育課の説明を終わります。

教育長

はい。それでは続きまして、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

はい。同じく28ページでございます。

学校教育課が所管する主な事業について説明させていただきます。

まず、教育支援センター事業費1千852万1千円でございます。市では不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センターを設置しております。教育支援センターには教職員経験者、養護教諭経験者による教育指導員4名、補助員1名の合計5名を配置し、指導員による学習支援やスクールカウンセラーによる教育相談を行うなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行ってきたところです。

令和7年度においては、学校と教育支援センターを接続する通信環境を再整備する予定としております。

続きまして、学校家庭支援専門家配置事業、6千243万円でございます。これは問題を抱える

児童生徒をとりまく様々な環境に着目して働きかけ、関係機関との連携をより一層強化し、児童生徒の課題解決を図る専門家として、スクールソーシャルワーカーを7名配置すると共に、スクールカウンセラーを1名配置するための経費でございます。

次に、教育情報化推進事業、4億2千29万1千円でございます。

市では、国のGIGAスクール構想において、児童生徒1人1台学習者用端末を整備しております。

整備完了から5年以上が経過し、対応年数を超える端末の不具合等が想定されることから、このたび更新を行う予定としております。令和7年度については、まず中学校生徒分を整備し、令和8年度には小学校児童分も整備する予定です。

なお端末更新には山口県公立学校情報機器整備基金を活用することとし、県内市町で共同調達をする予定としております。今後も児童生徒がデジタル学習環境を十分活用できるよう、端末更新等のICT整備や支援体制整備を計画的かつ着実に進めてまいります。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

はい。では続いて学校給食課からお願いいたします。

学校給食課長

はい。学校給食課の所管事務にかかる当初予算についてご説明いたします。

議案書の29ページをお願いします。

まず学校給食管理運営事業です。市内6ヵ所の学校給食センターに係る管理運営に要する経費などで、6億6千680万7千円を計上しており、前年度と比較して、686万3千円の増額となっております。

これは、各学校給食センターの会計年度任用職員6名の人件費の増額や各センターの修繕料について決算見込み額を踏まえ予算措置したことなどが主な増額の理由でございます。

また、令和7年度の日当たりの給食提供予定数は約1万300食で、給食提供予定日数は200日を見込んでいます。

次に防災給食提供事業でございます。

これは、事業内容にありますとおり、学校給食センターでの不測の事態や大規模災害時の備蓄用非常食を備え、非常食としての使用機会がなかった場合は、3月11日頃に非常食を活用した給食を提供するものです。

また、新南陽学校給食センターが保有する移動式煮炊き窯を使用した炊き出し訓練を実施し、万一の災害時に地域住民を支援する活動ができるようにするものです。

新年度予算額は、備蓄用非常食3,500食分の購入費、66万2千円と炊き出し訓練の費用、35万1千円で101万3千円を計上しております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。では最後に中央図書館からお願いいたします

中央図書館長

それでは、中央図書館所管の令和7年度当初予算についてご説明いたします。

議案書の29ページをお願いします。

まず、図書館管理運営費の2億3千232万3千円です。

これは、市内6館の市立図書館の管理・運営に関する経費で、主なものとして、会計年度任用職員の報酬、徳山駅前図書館の指定管理料、その他、管理・運営に関する経費で、市民の読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで、利用者の満足度を向上させ、利用者増加を図ることとしております。

次に、図書館資料購入費の3千40万円でございます。

これは、図書、視聴覚資料、新聞・雑誌などの逐次刊行物などの図書館資料を購入するもので、多様化するニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料の収集に努めてまいります。

次に、移動図書館運営事業費、3千380万6千円です。

利用者サービスの地域間格差を是正・均等化するために、移動図書館サービスを実施しており、業務にかかわる会計年度任用職員の報酬、移動図書館車2台の維持管理費などの経費でございます。

移動図書館は、各地域や小規模校へ巡回、乗り入れを行っており、現在、やまびこ号が40ステーションを約2週間に1回、やまびこ号ジュニアが天津島地区2ステーションを約1か月に1回の頻度で巡回しております。

また、移動図書館車「やまびこ号」の更新をすることとしております。すでに購入契約を締結しており、6年度にも活用いたしました「ふるさと周南応援寄付金繰入金」を財源として充当することとしております。

最後に、電子図書館運営費の465万9千円でございます。

これは、周南市電子図書館の運営に関する経費で、クラウドおよびコンテンツの使用料を計上しております。図書館に来館することなく利用できるという利便性や、電子書籍の持つ優れたアクセシビリティを活用することで、これまで図書館を利用しづらかった方に対して、幅広いサービスを提供でき、市民の読書活動の意識の向上にも寄与するものと考えております。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい。それでは質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

28ページの学校教育課の教育情報化推進事業の端末更新等の説明がありましたが、もう少し詳しく説明をいただいてもよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい。児童生徒用の端末の更新ということでございますが、現在使用しているタブレットについて、ディスプレイが映らなくなってしまった、電源を入れても起動しない、通常以上に充電に時間がかかるといった端末が出てきておりまして、そのような不具合があった場合は、学校教育課が持っている予備機等を活用して対応しておりますが、基本的には5年経過した時点で更新していくことが適切であるということでありまして、この度更新ということになります。

岡寺委員

学校に行ったりすると、確かに時々端末が使えなかったりする現場を見ているので、どのくらいの頻度で、どのくらいの割合が使えなくなっているのかと、本当に効率的な事業になっているのかという部分が少し心配になりました。

また、タブレット端末のOSを変更することは今後あるのでしょうか。

学校教育課長

本市では現在iPadを使っておりますが、この度の更新ではChromebookに変更する

予定になっております。

変更する理由といたしましては、この端末更新につきましては、国の補助を受けることができますがその条件として、タッチペンの活用をかなり強く国が求めておりまして、そしてより円滑に児童生徒が活用できるようにということで、そういった条件等も鑑みてOSの変更をする予定です。

教育長

そのほか、ご質問はありますでしょうか。

松田委員

一番大きいところからまずお尋ねします。

先ほど周南市の予算説明参考資料の説明の中で、教育費が24.2%の増であるということですが、実際に周南市教育委員会としてかかる費用がどのくらいかということを知りたいと思いました。

中学校改修事業費や、図書館整備事業費が項目に充てられているのですが、ここの市全体での説明の項目の取り上げ方がよく分かりません。

先程説明があったように教育費の中には、大学や、それから教育委員会ではない市長部局の事業も含まれていますので、ここに書かれている説明だけでは読み取れません。

今のことを少し補足しますと、25ページの説明の中で、前年比の12.4%増とありますが、実際に教育委員会にかかる予算はどうなっているのか、それをここに記載することは難しいかもしれませんが、教育委員には提示していただきたいです。

実際には減額ではないかと思うのですが、要するに教育委員会関係の予算の動きが年度ごとで見るとどのようになっているのかを、口頭でも良いので説明をいただきたいということです。

教育長

では、純粋に教育委員会の部分の予算について説明ができますでしょうか。

教育部長

今回の議案のために取りまとめた資料はございませんが、教育事業概要など、別に作る資料のタイミングにおいて、きちんとまとめたものを説明したいと思います。

松田委員

はい。教育にかかる市全体の予算が増えていくということは大変良いことだと思います。

ただ、実際に学校というところ、それから教育全体で、小学校、中学校が核となるもの、そして社会教育で核となるもの、そういったところを私達は教育委員会定例会で審議していくということになると思いますので、情報提供をいただきたいということです。

では個別の内容に入ります。

まず教育政策課の小学校改修事業費、中学校改修事業費が減額になっています。これは建設費に関わる部分でしょうか。先ほどの補正予算の時にもありましたが、修繕費がどこの予算で組まれているのか、学校が個別に要望する修繕費は予算書で見ると管理費や運営費に出てくるのではないかと思います。そこをしっかりと充足していただくことで、個別の案件について対応ができるのではないかと思います。

そのあたりはいかがでしょうか。

教育政策課長

はい。その修繕費につきましてはそれぞれ小学校費、中学校費の施設管理費で計上しております。

松田委員

では、小学校管理費の中に含まれるとなれば、実際に26ページの管理費を見ると、これも減額になっています。この中身は多様に使われると思うのですが。学校からの話によく出てくる修繕費を建設の部分だけではなく、今後どのように対応できるのかということは、どうしても毎回話に出ながら進まない、総額の中で対応しているので全ての希望に対応できるという形になっていないので、何とかならないかと思い、ご説明いただければと思いました。

一応意見として申し述べておきます。

教育長

何かコメントがありますか。

教育政策課

はい。実際には修繕費等は、予算要求時点では様々な学校からの要望を積み上げておりますけれども、最終的には前年度同額で計上しているということでございます。

松田委員

では老朽化ではなく、日々の対応、こどもたちにとって豊かな環境整備のための予算をどのようにお願いしていくかというあたりで現場の声を一生懸命あげていきたいと思います。

要は、今はそれしかないということですね。

岡寺委員

先ほどの件でも、心の中に何があるかということ、実は小学校の校章が壊れている事例を見ていて、タイミング的にはその修繕予算はおそらく通らないだろうと思いますが、ここに記載されているのは、予算要求した段階の金額ですから、それ以降の修繕箇所に関しては入っていないと思うのですが、それはまた後から補正予算で対応するのでしょうか。

教育部長

申し訳ありませんが、教育委員会定例会の場に臨むにあたり作成している資料が、これから議会に上程する予定の当初予算の参考資料から教育関係の箇所を抜き出したものと、それに基づく主要な施策を教育委員会で説明をさせていただくという内容で、限られたものでご用意させていただいております。

もし、教育委員会全体の予算、それから予算にかかる事務局としての考えについての情報交換が必要であれば、定例会とは別の機会をもたせていただくということで、改めて準備をさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

教育委員一同

はい。よろしくお願いいたします。

松田委員

それでは、今のことを踏まえながら、学校教育課の教育支援センター事業、それから、学校家庭支援専門家配置事業、これらは増額されているのですが、説明によると人数、配置は変わらないと捉えてよろしいでしょうか。

学校教育課

そうですね。基本的には配置は変わりません。

松田委員

ではどういうところでこの増額の部分を活用されるのか、もしくは年末にありました給与等の補正に関わる理由で増額になっているのか、そのあたりをご教示ください。

学校教育課長

はい。支援センター、それからスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの人数は変わりませんが、会計年度任用職員の人件費が上がっているという理由での増額分もございます。

また、学校・家庭支援専門家配置事業におきましては、ソーシャルワーカーの活動時間を増やすということで予算の増額をお願いしています。例年活動時間が予算を超えそうになってしまい、特に年度末は、予算がないため活動を少し減らしてもらう状況が発生しておりました。

その状況を解消するために活動時間を増やすことが可能な分の経費を予算計上したというところでございます。支援センターは通信費等の通信設備にも増額分をまわしております。

松田委員

はい、ありがとうございます。

今のような説明があると。やはりそこが必要だということがとてもよく分かるので、特に学校・家庭支援専門家配置事業の時間をいかに増やすかというのは学校も望まれていることなので、今の説明で安心しました。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

片山委員

はい。27ページの(3)にあります、福川南小学校の消火設備改修工事ですが、これはどのような工事なのでしょう。

教育政策課長

はい。消火設備については、毎年点検をしております。その中で不具合が出ている部分について改修するというものです。

片山委員

消火器には使用期限がありますが、その更新というのも含まれているのでしょうか。

教育政策課長

消火器の更新は、この予算の中には含まれておりません。

片山委員

この消火設備には、例えばスプリンクラーとか、そういった設備も含まれているのでしょうか。

教育政策課長

基本的には防火シャッターや消火栓の部分になります。

片山委員

それぞれの学校施設で、説明と点検を定期的にやっているということですね。

吉本委員

26ページの社会教育費の中で、教育委員会が関連する部分として回天記念館費と青少年教育推進費というのはどこの管轄でしょうか。

生涯学習課長

回天記念館費は市長部局の業務になります。青少年教育推進費は生涯学習課の所管になります。

吉本委員

はい。ありがとうございます。では青少年教育推進費が昨年度に比べるとかなり増額をされているのですが、この理由について教えていただけますでしょうか。

生涯学習課長

これにつきましては生涯学習課の3番目にあります、中須自然の家整備事業が青少年教育推進費

に含まれておりますので、それが増額分の要因です。

吉本委員

はい。ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょう。

松田委員

はい。この度教育大綱が変わりますが、教育大綱の実現のためにどこがどのように影響しているのか教えていただけたらと思います。

教育部長

それに関しましては、令和7年度版の教育事業概要を現在作成中であり、教育大綱も変わるため、教育事業概要もこれまでと変更してお示しできるように準備しておりますので、お待ちいただければと思います。

松田委員

わかりました。予算が計画されて決定していくまでの期間の中で、せっかくこどもまんなか教育を謳ったのであれば、そこに向けての予算を充実していただきたいというのが願いです。

教育大綱は5年間の計画ですが、大綱に結び付けた予算運営も説明していただけると皆の思いが一つになってくるのではないかと思います。

従前からやってきたもの、人員確保に向けた予算の充足など、様々な課題があるのも分かりますが、せめて一つか二つ、これはやりましょうという形を作っていただければと思います。

その意味では教育の情報化あたりは大きく関わってくるので、大綱を冠にした説明があれば良いと思いました。

教育長

資料には確かにそういった部分がありませんが、予算編成をする段階においては、大綱をベースに作業を進めてきたということはお伝えしておきます。

ほかはいかがでしょう。

岡寺委員

28ページの教育支援センター事業のところ、不登校の児童生徒の学習環境改善で通信関係の費用のことがありましたが、こどもまんなか宣言をした中で、元気でやる気のある、学校に来ることが普通にできる子もいれば、学校に来ることにすごくハードルが高くなっている子もいるので、そこをフォローしてあげることができるというのは大事な部分だと思います。

下からバックアップできる体制が必要で、支援センターの通信関係の予算が気になったのですが、この中にどのくらい組み込まれているのでしょうか。

学校教育課長

はい、主には利用するこどもたちには、学校そのものと上手く繋がることのできないという段階のお子さんもおられますので、徐々に学校の様子が知りたいとなった時に、すぐに授業、という対応ではなく、例えば担任の先生と話がしたいとか、自分の声をミュートして授業の配信を見たいといった、元々通っておられた学校と繋がりたいという気持ちが出てきたときに、それぞれの状況に応じて、オンライン配信や通信がスムーズにできるように環境整備を進めて行くということでございます。

岡寺委員

はい。設備も含めてぜひサポート体制を充実していただけたらと思います。

教育長

そのほかご質問はよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは議案第8号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか、ご質問はございますでしょうか。

(※異議なしの声)

それではこれをもって令和7年第2回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

岡 寺 政 幸 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____